

新型コロナウイルス 予防に根拠のある 商品はありません！

新型コロナウイルス感染症の予防に効果があると言って商品を勧められたという相談が消費生活センターに寄せられています。新型コロナウイルス感染症に対する予防効果に客観的、合理的な根拠のあるサプリメント、食品や商品はありません。そのような勧誘や広告には御注意ください。悪質な勧誘や消費者トラブルでお困りの場合は町消費生活センター（☎0968・86・5720）県消費生活センター（☎096・383・0999）までご相談ください。

くまモンと一緒に 新しい生活スタイルを!!

県では、新型コロナウイルス感染防止のため、県民の皆さんに取り入れていただきたい「新しい生活様式」の定着に向け、新型コロナウイルス感染防止対策啓発用のくまモンのイラストを活用した広報を行っています。

また、本イラストは、県民の皆さんも、届出制（許諾不要）で、ポスターやチラシなどに活用することができます。

くまモンのイラストのダウンロードや届け出などに関しては、くまモンオフィシャルホームページでご確認ください。
(くまモンオフィシャルホームページ)
<https://kumamon-official.jp/kiji0035179/index.html>



国保・後期保険料（税）の減免

問 税務住民課 ☎0968・86・5723

対象者

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の人⇒**全額免除**

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯の人⇒**一部を減額**

（※）**保険料（税）が一部減額される具体的な要件**

世帯の主たる生計維持者について、

- 1 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- 2 前年の所得の合計額が1千万円以下であること
- 3 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が4百万円以下であること

注）申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

減免額

減免対象保険料（税）額（A×B/C）に減免割合（D）をかけた金額

減免対象の保険料（税）額（A×B/C）

A：世帯の被保険者全員について算定した保険料（税）額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる前年の所得額

C：主たる生計維持者および世帯の被保険者全員の前年の合計所得額

合計所得金額に応じた減免割合（D）

300万円以下：全部（10分の10）

400万円以下：10分の8

550万円以下：10分の6

750万円以下：10分の4

1千万円以下：10分の2

主たる生計維持者の事業などの廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、全部を免除。
詳しくは、お問い合わせください。

国民年金保険料の免除申請

問 税務住民課 ☎0968・86・5723

対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した人
- ②所得が相当程度まで減少した人（令和2年2月以降の所得の現況からみて、当年中の所得見込額が、国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる人）

対象となる期間

令和2年2月分～6月分

申請に必要なもの

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
 - ②所得の申立書（簡易な所得見込額の申立書（臨時特例用））
- ※いずれも日本年金機構のホームページからダウンロードできます。

申請方法 次の申請先に郵送で申請をお願いします。

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル
日本年金機構 福岡広域事務センター 宛

新型コロナウイルス感染拡大の 影響に伴う支援策

生活応援商品券を発行します

新型コロナウイルスの影響を受けている住民の皆さんと町内の事業者の活性化のため、和水町生活応援商品券を発行します。

商品券は、7月1日から順次、簡易書留で各世帯に郵送します。

商品券送付先名義人 各世帯主

商品券交付対象者

6月1日現在で住民基本台帳に記録されている人（6月1日現在で9,772人）

商品券の金額

1人あたり5千円（1枚千円の5枚つづり）

問 商工観光課 ☎0968・86・5725

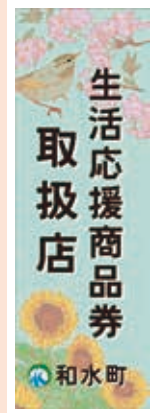


商品券使用期間

7月1日（水）～12月31日（木）

商品券が使用できる店舗

本商品券取扱業者に登録されている事業者（右上ののぼり旗が目印です）



高校生・大学生等生活応援給付金

家計への負担を軽減するため、学生の生活を支援する取組として、高校生・大学生などの保護者へ生活応援給付金を支給します。

対象者

●高校生

児童手当（令和2年3月末日現在）の受給対象者（平成16年4月2日～平成17年4月1日生）を除く学生（「子育て世帯への臨時特別給付金」が支給される対象者を除きます）。

●大学生など

学校教育法に定める大学、大学院、短期大学、高

問 健康福祉課 ☎0968・86・5724

等専門学校（4年次・5年次および専攻科）、専修学校（専門課程）および高等学校専攻科に在籍する学生。

「学校教育法」に該当するか不明な場合は、必ず学校にお問い合わせください。

申請者

基準日（6月1日）現在、和水町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されている人で、対象者を扶養している保護者。

支給額

高校生 1人につき1万円

大学生など 1人につき10万円

特別定額給付金

特別給付金の申請を随時受け付けています。

対象者

基準日（令和2年4月27日）に、住民基本台帳に記録されている人

申請者 世帯主（原則）

給付金額 1人につき10万円

問 税務住民課 ☎0968・86・5723

受付期限 8月13日（木）

まだ申請をしていない人は、早めをお願いします。
郵送で申請するときは、本人確認書類（運転免許証、被保険者証）や振込先口座のわかるもの（通帳見開き1ページ目、キャッシュカード）の写しの添付漏れがないようにお願いします。